

第 1 回西条市使用料等審議会資料

西条市下水道事業の現状と課題について

下水道使用料改定の必要性について

平成 30 年 7 月 31 日

西条市下水道業務課

目 次

西条市下水道事業の現状と課題について

1. 事業の経緯及び概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 平成28年度下水道使用料改定について・・・・・・・・・・・・5
 (1) 下水道使用料改定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 (2) 下水道使用料改定の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 財政状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

下水道使用料改定の必要性について

1. 下水道使用料改定（適正化）の必要性・・・・・・・・・・・・10
 (1) 公営企業としての下水道事業・・・・・・・・・・・・10
 (2) 市町村合併後の使用料体系のあり方・・・・・・・・・・・・10
2. 下水道使用料算定の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・10
 (1) 基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 (2) 下水道事業の費用負担の考え方・・・・・・・・・・・・11
 (3) 使用料対象経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3. 下水道使用料の検証について・・・・・・・・・・・・・・12
 (1) 汚水処理費、使用料収入・・・・・・・・・・・・・・12
 (2) 使用料単価の県内市町との比較・・・・・・・・・・・・14
 (3) 使用料体系の比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

西条市下水道事業の現状と課題について

1. 事業の経緯及び概要

本市の公共下水道事業は、平成 16 年 11 月 1 日の西条市、東予市、丹原町、小松町の合併に伴い、旧西条市および、東予市・丹原町公共下水道事務組合の各下水道事業が統合され、西条市公共下水道事業として新たに誕生いたしました。

旧西条市の公共下水道は、昭和 49 年度に市街地中心部約 368ha の下水道法の事業認可を受け事業に着手、昭和 60 年 3 月に一部供用開始（処理場の運転を開始）しました。

以後、数次の区域拡大の変更事業計画（認可）を経て、現在は汚水に係る事業計画区域 1,496.1ha の整備を鋭意進め、平成 29 年度末の汚水処理整備面積は 1,211.72ha、整備率 81.0%に達しています。

一方、旧東予市と旧丹原町の公共下水道は、昭和 58 年度に市街地中心部約 199ha の下水道法の事業認可を受け事業に着手、平成 3 年 3 月に一部供用開始（処理場の運転を開始）しました。

以降、数次の区域拡大の変更事業計画（認可）を経て、現在は汚水に係る事業計画区域 695.0ha（旧東予市 465.4ha、旧丹原町 229.6ha）の整備を鋭意進め、平成 29 年度末の汚水処理整備面積は 517.22ha（旧東予市 350.42ha、旧丹原町 166.80ha）、整備率 74.4%に達しています。

今後も未整備区域の解消のため管渠整備を引き続き進め、管渠整備の進捗に合わせて処理施設である浄化センターの増設を行うとともに、老朽化する施設の改築・更新等の事業を実施する予定です。

また、小規模下水道事業として実施していた神戸東部地区においての農業集落排水事業（整備面積 35.07 ha）は、平成 29 年度末に公共下水道へ接続したことにより、公共下水道（西条処理区）へ統合しています。

現在の計画概要及び整備状況は、次頁の表のとおりです。

表 1 西条市公共下水道事業の計画概要及び整備状況

平成30年3月31日現在

区 分		西条処理区	東予・丹原処理区	計
全体計画	計画区域(ha)	2,006.0	1,210.0	3,216.0
	計画処理人口(人)	52,090	25,750	77,840
	日最大汚水量(m ³ /日)	33,230	11,610	44,840
事業計画	下水排除方式	分流式	分流式	—
	事業年度	S49～H34 49箇年	S58～H34 40箇年	—
	計画区域(ha)	1,496.1	695.0	2,191.1
	計画処理人口(人)	46,570	17,530	64,100
	日最大汚水量(m ³ /日)	28,180	7,370	35,550
処理施設	施設名	西条浄化センター	東予・丹原浄化センター	—
	敷地面積(m ²)	86,410	48,100	134,510
	供用開始	昭和60年3月31日	平成3年3月31日	—
	水処理方式	標準活性汚泥法	オキシデーション デイツチ法	—
整備状況	整備面積(ha)	1,211.72	517.22	1,728.94
	整備率	81.0%	74.4%	78.9%
	処理区域人口(人)	48,772	13,669	62,441
	水洗化人口(人)	46,682	11,363	58,045
	普及率	44.2%	12.4%	56.6%
	水洗化率	95.7%	83.1%	93.0%

備考：整備率＝整備面積／事業計画面積

普及率＝処理区域人口／人口 110,236 人

水洗化率＝水洗化人口／処理区域人口

表2 農業集落排水事業の整備状況

平成30年3月31日現在

区 分		神戸処理場
整備 状況	整備面積(ha)	35.07
	処理区域人口(人)	1,497
	水洗化人口(人)	1,491
	普及率	1.4%
	水洗化率	99.6%

普及率=処理区域人口/人口 110,236 人

水洗化率=水洗化人口/処理区域人口

表3 公共下水道事業の普及率及び水洗化率の推移

年度	西条処理区					東予・丹原処理区				
	住基人口	処理区域 内人口	水洗化 人口	普及率	水洗化率	住基人口	処理区域 内人口	水洗化 人口	普及率	水洗化率
H26	59,759	47,189	44,724	79.0%	94.8%	43,652	13,446	10,947	30.8%	81.4%
H27	59,606	49,088	46,804	82.4%	95.3%	43,308	13,463	11,127	31.1%	82.6%
H28	59,565	48,991	46,770	82.2%	95.5%	42,839	13,540	11,216	31.6%	82.8%
H29	59,184	50,269	48,173	84.9%	95.8%	42,356	13,669	11,363	32.3%	83.1%

H29 年度は農業集落排水事業含む

普及率=処理区域人口/処理区の住基人口

水洗化率=水洗化人口/処理区域人口

*平成28年度県内平均普及率：43.9%

*平成28年度県内平均水洗化率：83.2%

2. 平成28年度下水道使用料改定について

(1) 下水道使用料改定の経過

- ・平成16年11月1日 2市2町が合併
西条処理区と東予・丹原処理区別に2つの使用料体系を継続
- ・平成25年8月から平成26年10月にかけて市政懇談会等で市民に下水道使用料の現状や統一の必要性を説明
- ・平成26年11月号広報で下水道使用料の見直しを進めること掲載
- ・平成27年8月27日 第1回使用料等審議会開催
 - ・下水道使用料の改定について諮問
 - 議題 ・下水道事業の現状と課題等について
 - ・使用料改定等の必要性について
- ・平成27年11月19日 第2回使用料等審議会開催
 - 議題 ・下水道使用料改定の基本的な考え方について
 - ・下水道使用料改定案
 - ・財政シミュレーション
- ・平成28年2月12日 第3回使用料等審議会開催
 - 議題 ・答申案について
- ・平成28年2月15日 市長に答申書提出
- ・平成28年6月29日 6月市議会で条例改正案可決（11月1日施行）
- ・広報、ホームページのほか全使用者あてに使用料改定のお知らせを送付
- ・毎年、広報及びホームページにて下水道の財政状況を掲載

(2) 下水道使用料改定の内容

西条処理区の使用料体系を段階的に改定し、東予・丹原処理区と統一することとしています。使用者の負担軽減を考慮し5回に分けて統一する案を採用し、3年程度を基本として見直すこととしています。

改定内容

- 基本使用料（基本水量）の設定 5 m³分を基本使用料とする
- 家庭汚水の人頭制を従量制に移行 地下水世帯は認定水量で計算
- 使用料区分を3段階から6段階に移行し従量単価の引き上げ
- 使用料を8%程度引き上げ
- 平成28年12月、平成29年1月使用分（3月請求分）から適用
- 湯屋汚水改定

*人頭制とは（世帯の人数に応じて下水道使用料を計算）

*従量制とは（水道の使用水量に応じて下水道使用料を計算）

*地下水世帯は認定従量制（世帯の人数に応じて使用水量を認定し、下水道使用料を計算）

表 4 改定前下水道使用料体系（西条処理区）（税抜、1ヶ月分）

区 分		金額（税抜）
家庭汚水（人頭制）		555 円/人
事務所汚水 （従量制）	～30m ³	56 円/m ³
	31～50m ³	62 円/m ³
	51～ m ³	67 円/m ³
湯屋汚水（従量制）		25 円/m ³

表 5 改定後下水道使用料体系（税抜、1ヶ月分）

種 別	区 分		西条処理区	東予・丹原処理区
一般 汚水 （従量制）	基本使用料	～5m ³	300 円	800 円
		～10m ³		
	超過使用料 （1m ³ に つき）	6～10m ³	60 円	90 円
		11～20m ³	63 円	100 円
		21～30m ³	66 円	115 円
		31～50m ³	69 円	135 円
		51～100m ³	72 円	155 円
		101m ³ ～	75 円	
湯屋 汚水 （従量制）	基本使用料	～5m ³	300 円	800 円
		～10m ³		
	超過使用料 （1m ³ に つき）	6～10m ³	60 円	90 円
		11～20m ³	63 円	100 円
		21～30m ³	66 円	115 円
		31～ m ³	25 円	30 円

使用料計算例

一般汚水の排出量が月 20m³ の場合

西条処理区

①基本使用料・・・300 円

②従量使用料・・・930 円（60 円×5m³+63 円×10m³）

①+②・・・月額 1,230 円+消費税 98 円≒1,320 円

*10 円未満切り捨て

東予・丹原処理区

①基本使用料・・・800 円

②従量使用料・・・900 円（90 円×10m³）

①+②・・・月額 1,700 円+消費税 136 円≒1,830 円

*10 円未満切り捨て

表 6 改定後使用水量について（一般汚水）

使用状況	計算方法	
	西条処理区	東予・丹原処理区
水道水のみ	水道使用水量	水道使用水量
地下水のみ	3人目まで1人1ヶ月10 m ³ 4人目から1人につき7 m ³	3人目まで1人1ヶ月8 m ³ 4人目から1人につき4 m ³
水道水・地下水併用	水道使用水量 +3人目までは1人1ヶ月5 m ³ 4人目から1人つき3 m ³	水道使用水量 +3人目までは1人1ヶ月4 m ³ 4人目から1人つき2 m ³

併用の場合：合計が地下水のみの使用より少ない場合は地下水の認定量

表 7 改定後下水道使用料比較（地下水認定水量）（税抜、1ヶ月分）

人数	西条処理区 （地下水認定）		東予・丹原処理区 （地下水認定）	
	金額	水量	金額	水量
1人	600円	10 m ³	800円	8 m ³
2人	1,230円	20 m ³	1,340円	16 m ³
3人	1,890円	30 m ³	2,100円	24 m ³
4人	2,373円	37 m ³	2,500円	28 m ³
5人	2,856円	44 m ³	2,930円	32 m ³
6人	3,342円	51 m ³	3,390円	36 m ³

3. 財政状況について

直近6ヵ年の公共下水道事業の決算額を下表図に示します。

公共下水道事業の全体事業費については、平成28年度までは約37億円となっていました。平成29年度は下水道建設費が増加したため、約41.7億円となっています。

歳出の下水道建設費は、平成28年度までは約11億円とほぼ横ばいであり平成29年度では雨水ポンプ場の建設があったため約16億円と増加しています。公債費は、年々減少しており平成29年度では18.8億円となっています。

歳入の一般会計繰入金は、平成24年度の約13億円から平成29年度では約16億円と増加し、約39%を占めています。使用料及び手数料は約5.2億円から微増していましたが、平成29年度では西条処理区の使用料改定をしたことで約6.1億円と増加し、歳入全体の約15%となっています。平成28年度の使用料の減収は、西条処理区の使用料改定で人頭制から従量制に移行した際に請求月を変更したため、家庭用の1期分の請求が無くなったためです。不足分は市債及び一般会計繰入金で補っている状況です。

下水道使用料の収納率は、平成29年度で現年度97.1%、過年度22.4%であることから更に収納率を高めていきます。

表8 公共下水道事業費の歳出の推移（平成24～29年度）

(千円)

項目/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	構成比
総務費	535,718	557,420	620,507	601,403	667,230	675,887	16.2%
下水道建設費	1,149,124	1,143,531	1,023,566	871,299	1,137,101	1,610,344	38.6%
公債費	2,093,804	1,988,507	1,949,549	1,909,945	1,896,218	1,884,417	45.2%
予備費	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	3,778,646	3,689,458	3,593,622	3,382,647	3,700,549	4,170,648	100.0%

*H29年度は見込み

表9 公共下水道事業費の歳入の推移（平成24～29年度）

(千円)

項目/年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	構成比
分担金及び負担金	29,229	45,141	32,759	42,875	25,050	30,726	0.7%
使用料及び手数料	519,676	527,776	546,194	556,564	534,927	611,209	14.6%
国庫・県補助金	499,285	506,034	397,344	296,553	423,709	546,958	13.1%
一般会計繰入金	1,305,463	1,340,673	1,415,135	1,468,322	1,643,936	1,625,226	38.9%
諸収入	943	4,034	29	6,644	1,368	10,857	0.3%
市債	1,422,300	1,265,800	1,205,500	1,012,300	1,074,700	1,342,200	32.2%
繰越金	1,750	0	0	3,339	3,950	7,091	0.2%
合計	3,778,646	3,689,458	3,596,961	3,386,597	3,707,640	4,174,267	100.0%

*H29年度は見込み

表 10 公共下水道使用料収入及び収納率の推移（平成 27～29 年度）

（円）

年度	区分	調定金額 ①	収入済金額 ②	未済金額 ①－②	収納率
H27	現年度	558,071,550	541,663,140	16,408,410	97.1%
	過年度	71,392,651	13,518,230	57,874,421	18.9%
H28	現年度	530,445,050	516,111,175	14,333,875	97.3%
	過年度	65,425,295	17,947,434	47,477,861	27.4%
H29	現年度	615,108,280	597,563,790	17,544,490	97.1%
	過年度	56,284,472	12,633,787	43,650,685	22.4%

*H29 年度は見込み

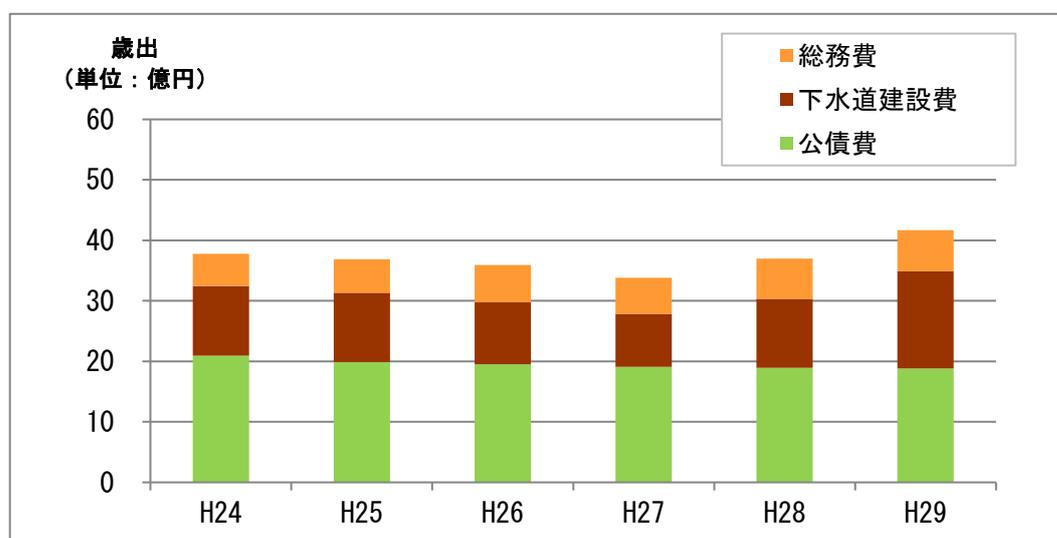


図 1 公共下水道事業費の歳出の推移（平成 24～29 年度）

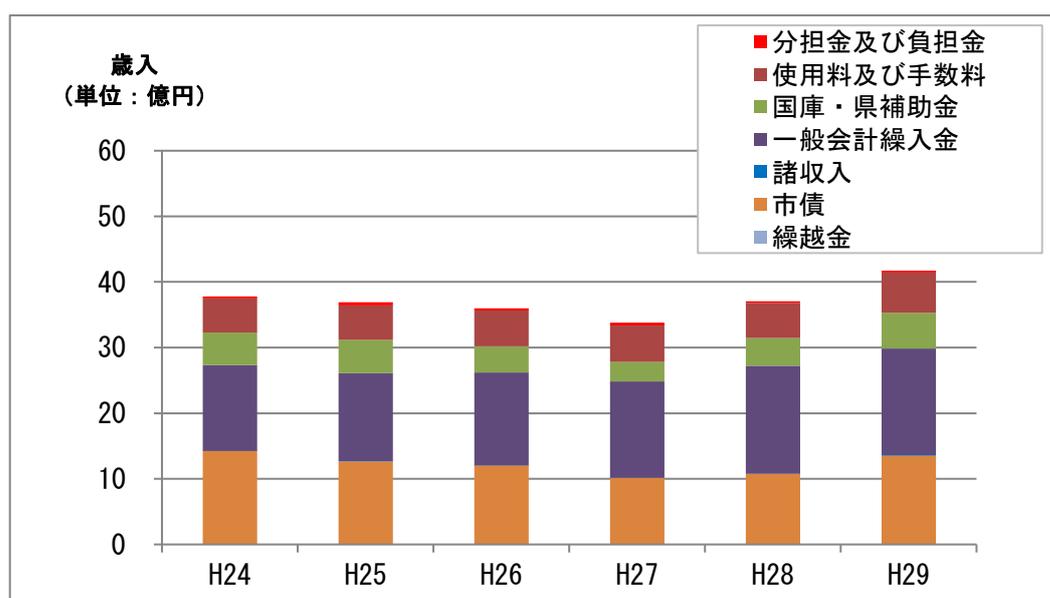


図 2 公共下水道事業費の歳入の推移（平成 24～29 年度）

下水道使用料改定の必要性について

1. 下水道使用料改定（適正化）の必要性

（1）公営企業としての下水道事業

下水道事業は、地方財政法上の公営企業として位置付けられており、一般会計との間の適正な経費区分（雨水は公費、汚水は私費）を前提として、その事業に伴う収入によってその経費を賄うという独立採算性の原則が適用されています。

また、利用者負担の原則より、不足財源を全市民の税金である一般財源からの繰り入れで賄うことは公平の原則に反するため、下水道経営の健全化に向け下水道使用料の改定（適正化）を実施する必要があります。

また、住民生活に密着し資産規模が大きい下水道事業については、経理内容の明確化や財政マネジメント強化等のため、国から公営企業会計（複式簿記により損益計算書、貸借対照表など作成）に移行するよう要請があります。本市では平成32年4月から導入することとしており、経営健全化に向け適正な使用料とする必要があります。

（2）市町村合併後の使用料体系のあり方

「下水道処理区域内の住民には下水道の使用が義務付けられており、下水道使用料はその使用に対する対価として徴収するものであるため、同一使用に対して使用料の差を設けることは適当でない。」とされています。

※「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版」引用

2. 下水道使用料算定の基本的な考え方

（1）基本原則

使用料とは、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、下水道の利用者が負担すべき経費を徴収するものであり、その徴収根拠及び設定の原則は下水道法第20条に次のように規定されています。

①公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。（法第20条第1項）

②使用料は、次の原則によって定めなければならない。（法第20条第2項）

- ・下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- ・能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- ・定率又は定額をもって明確に定められていること。
- ・特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

※「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年度版」引用

(2) 下水道事業の費用負担の考え方

下水道事業における経費の負担区分に関する基本的な考え方については、「雨水公費、汚水私費の原則」が採用されています。

「雨水公費」は雨が自然現象によるものであり、雨水の排除は生活環境の改善や浸水の防除に効果を発揮し、その受益が広く市民に及ぶことから税金で負担し、「汚水私費」は、汚水が日常生活及び生産活動により生じるものであるため、その排出量に応じて使用者が負担するという考え方です。

こうした考え方に基づいて、雨水処理に係る経費は一般会計からの繰入金(税金)で負担し、汚水処理にかかる経費は下水道使用料で負担するのが原則となっています。

(3) 使用料対象経費

汚水処理に要する経費(汚水処理費)は、既存の下水道施設を維持管理していくための維持管理費(下水道管、ポンプ場、処理場の管理運営費、一般管理費)と資本費(下水道を建設する際に借入れた地方債の元金償還金及び支払利息)に分けられます。これらが、使用料を算定するための経費(使用料対象経費)となります。

下水道の整備は、下水道施設の建設や管路の布設などに多額の資金を要する先行型の事業であるため、その財源は国庫補助金を除くと大部分を下水道事業債により長期借入し、財源を確保しているため、元金償還金及び利息を支払う必要があります。

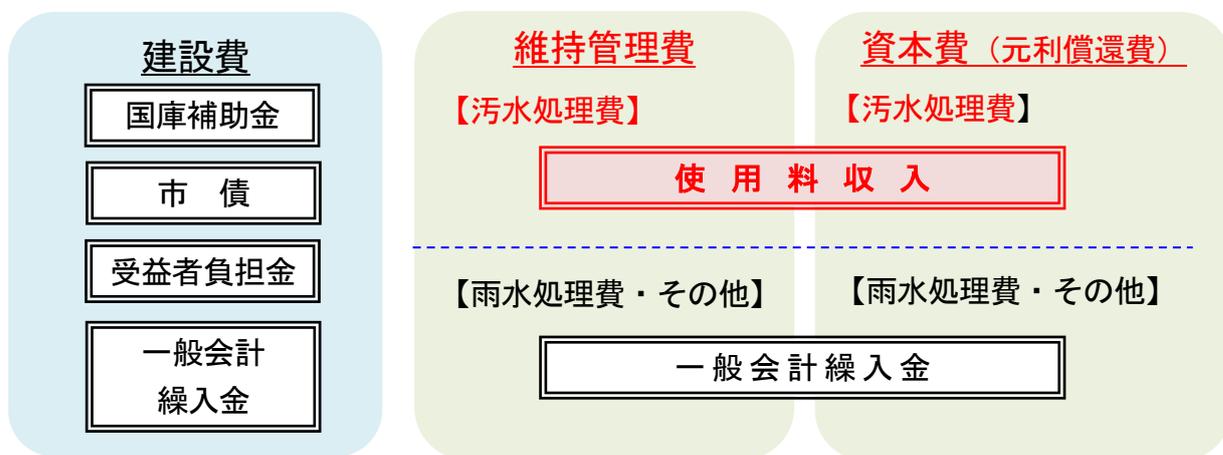
3. 下水道使用料の検証について

(1) 汚水処理費、使用料収入

下水道事業においては、費用の性質に応じて、下図に示すような財源が設定されています。

建設費には、国庫補助金、市債、受益者負担金、一般会計繰入金等が充当されます。維持管理費と資本費（元利償還費）のうち、汚水処理に要する経費は「汚水処理費」と呼ばれ、使用料収入で賄うことを原則とされており、雨水処理に関する経費や総務省が定める「繰出基準」に適合する経費については、一般会計繰入金等で賄われます。

本市下水道事業における、汚水処理費と使用料収入の推移は、次頁の表・図のとおりです。



※【雨水・その他】に含まれるもの（参照：下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知）

- ①雨水処理に要する経費
- ②分流式下水道等に要する経費
- ③流域下水道の建設に要する経費
- ④下水道に排除される下水の規制の関する事務に要する経費
- ⑤水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
- ⑥不明水の処理に要する経費
- ⑦高度処理に要する経費
- ⑧高資本費対策に要する経費
- ⑨広域化・共同化の推進に要する経費
- ⑩地方公営企業法の適用に要する経費
- ⑪小規模集合処理排水施設整備事業に要する経費
- ⑫個別水処理施設整備事業に要する経費
- ⑬下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費
- ⑭その他

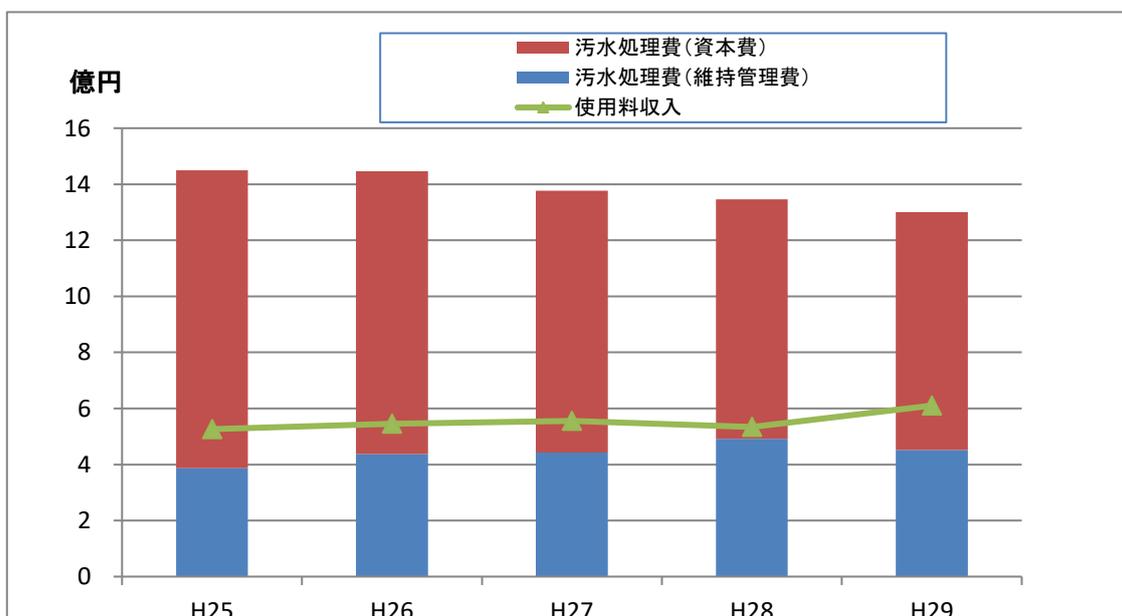
図 3 下水道事業の財源の考え方

平成 29 年度の汚水処理費は、約 13 億円であるのに対し、使用料収入は、約 6.1 億円となっており（回収率 46.9%）、汚水処理費を使用料収入で賄えていません。

表 11 汚水処理費、使用料収入の推移（平成 25～29 年度）

項目	H25	H26	H27	H28	H29
年間有収水量 (m ³)	8,620,078	8,652,599	8,684,043	8,477,010	8,175,280
汚水処理費 (千円)	1,449,955	1,445,879	1,376,986	1,346,448	1,300,044
維持管理費分	386,892	437,268	443,301	491,626	452,205
資本費分	1,063,063	1,008,611	933,685	854,822	847,839
使用料収入 (千円)	526,307	545,451	555,181	534,059	610,198
使用料単価 (円/m ³)	61.1	63.0	63.9	63.0	74.6
汚水処理単価 (円/m ³)	168.2	167.1	158.6	158.8	159.0
汚水処理費に対する 使用料の回収率	36.3%	37.7%	40.3%	39.7%	46.9%

*H29 年度は見込み



(2) 使用料単価の県内市町との比較

本市の公共下水道事業の使用料単価については、下表（平成28年度）のとおり63円で県平均と比較して88円安くなっており、他市町に比べて最も低くなっています。平成29年度では、使用料を改定したことにより使用料単価が74.6円、経費回収率46.9%となっています。依然、低い状態で使用料改定が必要です。

汚水処理単価については、平成28年度は158.8円で県内でも低く新居浜市、今治市と同程度となっています。平成29年度は159.0円となっています。適正なレベルといえます。

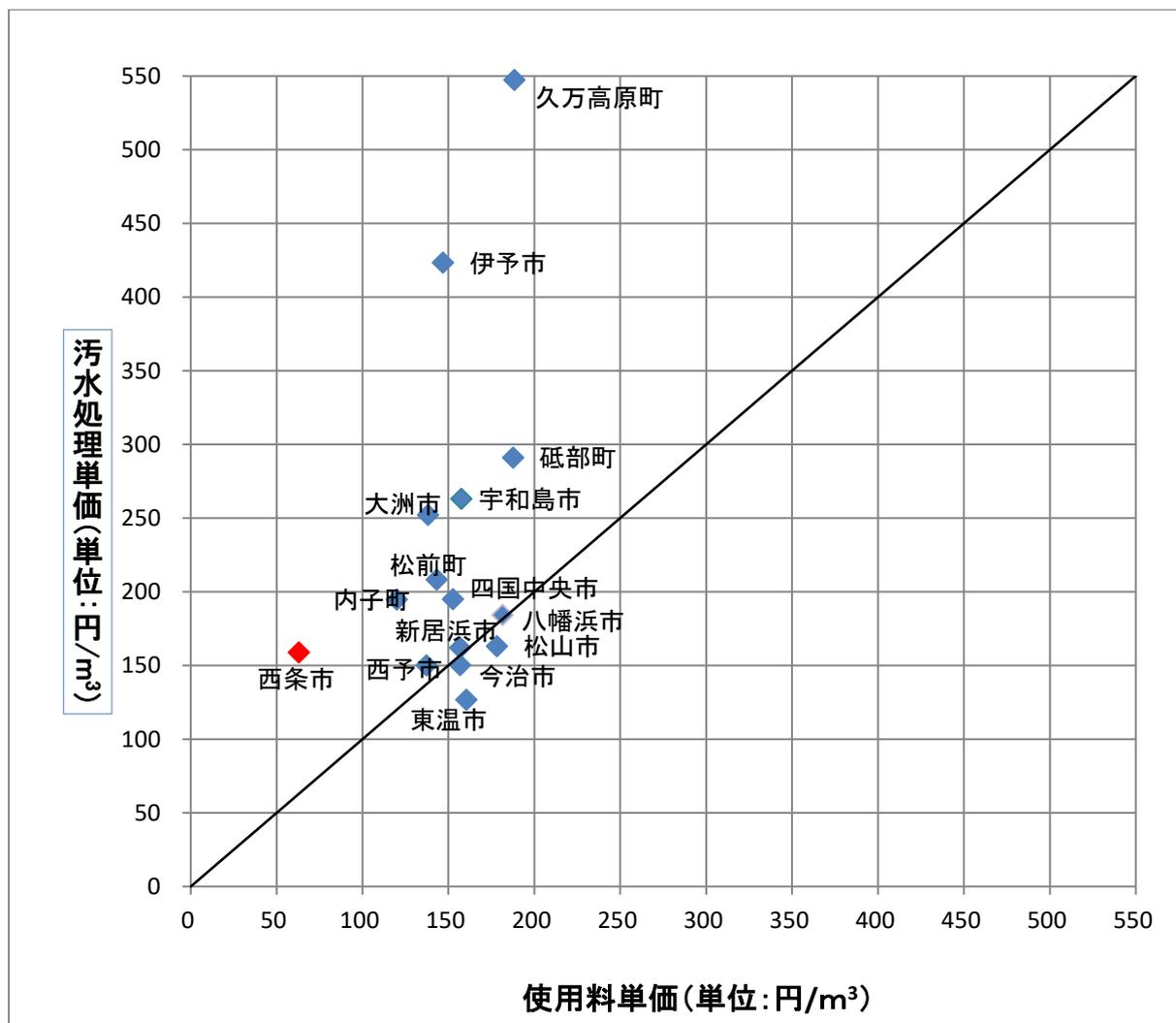
◆西条市	使用料単価：63.0円/m ³	汚水処理単価：158.8円/m ³	経費回収率：39.7%
29年度	74.6円/m ³	159.0円/m ³	46.9%
◆愛媛県平均	使用料単価：151.2円/m ³	汚水処理単価：231.3円/m ³	経費回収率65.4%

(使用料単価＝使用料収入÷有収水量、汚水処理単価＝汚水処理費÷有収水量)

表12 使用料単価・汚水処理単価（愛媛県内）〈平成28年度〉

区分	市町名	処理区域内人口	①使用料単価		②汚水処理単価		①/②
			単価(円/m ³)	平均に対する比率	単価(円/m ³)	平均に対する比率	経費回収率
公営企業法適用	松山市	317,671	178.26	1.18	163.12	0.71	109.3%
公営企業法適用	砥部町	5,467	187.60	1.24	291.06	1.26	64.5%
公営企業法適用	今治市	87,627	156.74	1.04	150.24	0.65	104.3%
法非適用	新居浜市	74,838	156.88	1.04	162.00	0.70	96.8%
法非適用	西条市	62,531	63.00	0.42	158.84	0.69	39.7%
法非適用	四国中央市	55,543	152.57	1.01	195.04	0.84	78.2%
法非適用	八幡浜市	24,840	181.46	1.20	184.23	0.80	98.5%
法非適用	東温市	20,825	160.43	1.06	126.66	0.55	126.7%
法非適用	伊予市	17,884	146.91	0.97	423.29	1.83	34.7%
法非適用	宇和島市	17,179	157.59	1.04	263.12	1.14	59.9%
法非適用	西予市	8,907	137.27	0.91	150.00	0.65	91.5%
法非適用	大洲市	7,161	138.09	0.91	252.06	1.09	54.8%
法非適用	松前町	9,143	143.15	0.95	208.23	0.90	68.7%
法非適用	内子町	5,133	120.00	0.79	194.87	0.84	61.6%
法非適用	久万高原町	3,138	188.32	1.25	547.30	2.37	34.4%
平均		47,859	151.22	1.00	231.34	1.00	65.4%

出典：平成28年度地方公営企業年鑑



出典：平成 28 年度地方公営企業年鑑

【中央直線より下の自治体】

⇒汚水処理費に対する使用料収入の比率が 100%以上（黒字）

【中央直線より上の自治体】

⇒汚水処理費に対する使用料収入の比率が 100%未満（赤字）

図 4 使用料単価・汚水処理単価（愛媛県内）〈平成 28 年度〉

(3) 使用料体系の比較

本市と県内各市における使用料体系を次項に示します。基本使用料は西条処理区 300 円(5m³)、東予・丹原処理区は、800 円(10m³)と他市に比較して安くなっています。従量単価についても、本市の両処理区とも安くなっており、特に西条処理区は県内で一番低い従量単価となっています。

一般家庭汚水で1か月に20m³使用した場合の使用料(税込み)は、西条処理区が1,328円、本市を除く県内市の平均が2,721円で、比較しますと約2倍の差があります。西条処理区と東予・丹原処理区の1,836円と比較しますと約1.38倍の差があります。

また、1か月に100m³使用した場合(事業所など)の使用料(税込み)は、西条処理区が7,410円、本市を除く県内市の平均が18,663円で、比較しますと約2.5倍の差があります。西条処理区と東予・丹原処理区の12,690円と比較しますと約1.7倍の差があります。

表13 西条市及び県内各市の使用料体系（一般污水）

(税抜、1ヶ月分)

項目/市名	西条市		新居浜市	四国中央市	西予市	伊予市	大洲市	宇和島市	今治市	東温市	八幡浜市	松山市
	西条処理区	東丹処理区										
基本使用料(円)	300	800	950	971.3	650	(5m³) 850 (6~10m³) 1,000	800	800	1,047.2	500	920	986.1
(基本水量m³/月)	(5m³)	(10m³)	(10m³)	(10m³)	(8m³)		(8m³)	(8m³)	(10m³)		(8m³)	
1~5										75		29.6
6~8	60										136	
9~10												
11~20	63	90	130	133.3	140	134	135	135	149.1	149	159	178.7
21~30	66	100		152.8		154	145	145	182.4	163	176	200.0
31~40												
41~50	69	115	175	161.1		179	155	155	200.9	175	194	206.5
51~60												
61~100	72	135	200	200.0		194	165	165	209.3	189		223.1
101~200					150	205			221.3			
201~250											224	
251~400	75	155	215	209.3		208	175	175	230.6	203		239.8
401~500												
501~1000							100					253.7
1001~												268.5
20m³当り税込み(円/月)	1,328	1,836	2,430	2,488	2,516	2,527	2,613	2,613	2,741	2,959	3,004	3,315
m³当り(円)	66.4	91.8	121.5	124.4	125.8	126.4	130.7	130.7	137.1	148.0	150.2	165.8
(西条処理区対比)	1.00	1.38	1.83	1.87	1.89	1.90	1.97	1.97	2.06	2.23	2.26	2.50
100m³当り税込み(円/月)	7,410	12,690	18,900	18,418	15,476	18,532	16,437	16,437	20,352	18,705	21,386	21,982

備考：m³当たりの使用料は、20m³当たりの使用料を20m³で割り戻して算出

※平成30年度 20m³当り西条市除く県下市平均2,721円/月

※平成30年度 100m³当り西条市除く県下市平均18,663円/月

※平成28年度 20m³当り全国平均2,758円/月

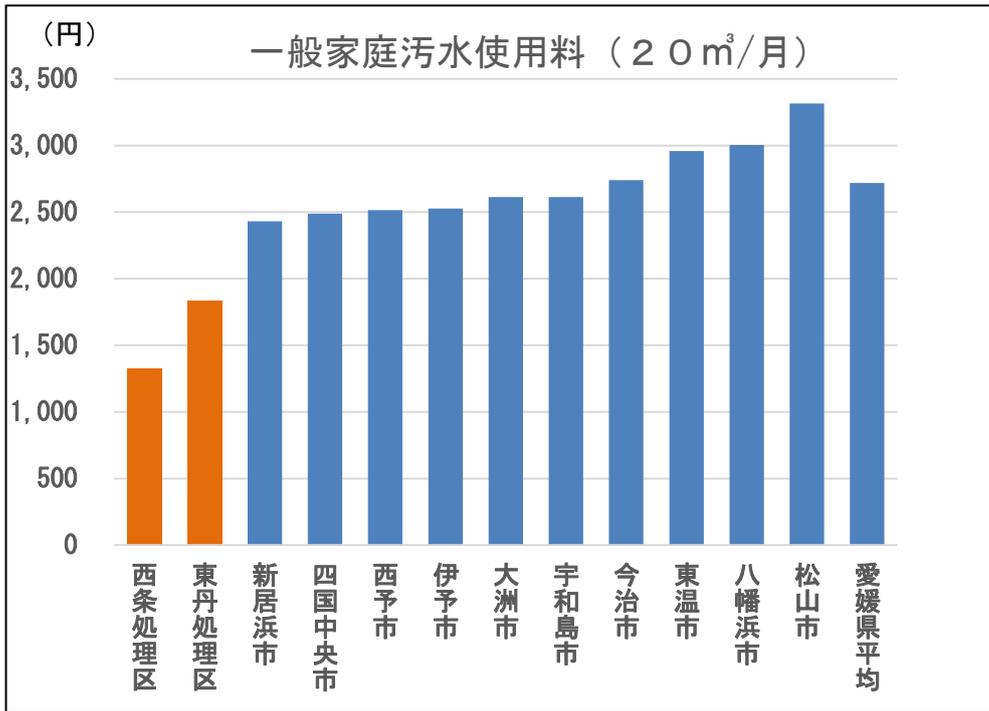


図 5 県下 11 市の一般汚水使用料 (20m³/月) 〈平成 30 年度〉

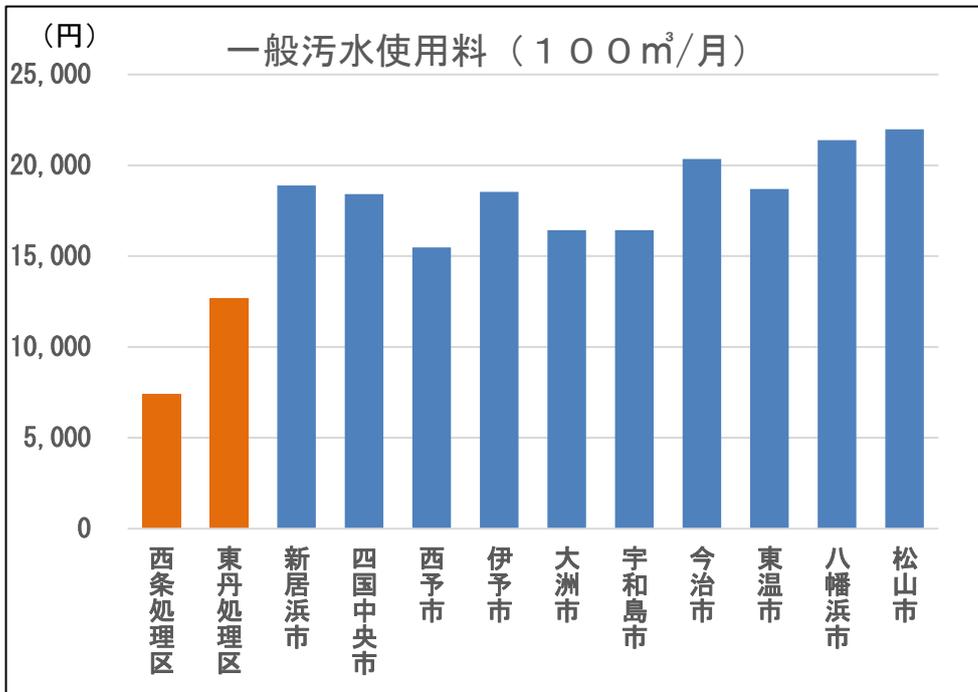


図 6 県下 11 市の一般汚水使用料 (100m³/月) 〈平成 30 年度〉